

横浜市磯子区選挙管理委員会会議傍聴要綱

制 定 平成 21 年 12 月 21 日

改 正 令和 2 年 6 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市磯子区選挙管理委員会規程（昭和 35 年 6 月横浜市磯子区選挙管理委員会規程第 1 号）第 3 章に規定する横浜市磯子区選挙管理委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で、別記様式に規定する横浜市磯子区選挙管理委員会会議傍聴申請書（以下「申請書」という。）に自己の住所及び氏名を記入の上、所定の席につかなければならない。

2 傍聴の申請は、会議開始 30 分前から会議開始 10 分前までとする。

3 第 1 項において、申請書を提出した者が、次条に定める傍聴人の定員を超えるときは、くじ引きにより決定する。

4 前 3 項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって横浜市磯子区選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）が認める者は、会議を傍聴することができるものとする。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴の定員は、5 人とする。ただし、前条第 4 項に定める委員長が認める者は含まない。

(会議を傍聴することができない者)

第 4 条 次に掲げる者は、会議の傍聴をすることができない。

(1) 凶器等他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は静粛にすることとし、拍手その他の方法により、会議中の発言に対して批評し、又は可否を表明しないこと。

- (2) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、第2条第4項に定める者で、報道を目的とするために委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前4号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、会議を非公開とするとき、その他必要と認めるときは、傍聴人を退場させるものとする。

- 2 傍聴人が、この要綱に違反したときは、委員長はこれを制止し、なお従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 3 傍聴人は、前2項の規定により委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場し、当日再び傍聴することができない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別途要領に定める。

- 2 この要綱の改廃は、会議の議決を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

受付番号

横浜市磯子区選挙管理委員会会議傍聴申請書

年 月 日

横浜市磯子区選挙管理委員会委員長 あて

年 月 日開催の横浜市磯子区選挙管理委員会会議の傍聴を申請します。

（申請者）

住 所

ふりがな
氏 名

※提出していただいた個人情報、傍聴に関する事務以外に、利用又は第三者への提供はいたしません。

（A4）

横浜市磯子区選挙管理委員会会議の傍聴に関する要領

1 趣旨

この要領は、横浜市磯子区選挙管理委員会会議傍聴要綱（平成21年12月21日制定。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の開催に係る事項の事前公表

(1) 会議の開催に係る事項

会議の開催に当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに次に掲げる事項を公表する。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、可能な限り速やかに周知するものとする。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 議題

オ 公開・非公開・一部非公開の別（会議を非公開又は一部を非公開とする場合には、その理由）

カ 傍聴人の定員（会議を公開又は一部を非公開とする場合に限る。）

キ 傍聴の手続き（会議を公開又は一部を非公開とする場合に限る。）

ク 問合せ先

ケ アからクまでに掲げるもののほか、必要と認める事項

(2) 公表の方法

公表は、磯子区役所の公示板に掲示し、併せて磯子区選挙管理委員会ホームページに掲載するものとする。

(3) 会議の開催に係る事項に変更が生じたときは、当該変更のあった事項を前号の方法により速やかに公表するものとする。

3 傍聴の方法

傍聴は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 傍聴人の本人確認

委員長が必要と認めた場合、傍聴人に身分証の提示を求めることができる。

(2) 傍聴人に対する資料の配布

傍聴人に会議の内容の理解に資するための資料を配布する。ただし、場合により配布に替えて閲覧に供することもできる。なお、個人情報、内部における検討・協議又は審議に関する情報などについては、資料の該当部分を非開示とする。

(3) 一部公開の会議の傍聴

ア 一の会議において公開とする部分と非公開とする部分がある場合に

は、原則として、公開とする部分を先に審議するものとし、その旨を傍聴人に周知するものとする。

イ 傍聴人は、会議において非公開の部分の審議に入るときは、委員長の指示に従い、速やかに退場するものとする。

4 報道機関の範囲

要綱第2条第4項に規定する報道機関に所属する者とは、次に定める法人又は団体の社員若しくは職員とし、当該社員証等で身分を明らかにできる書類を提示した者とする。

- (1) 横浜市政記者会、横浜ラジオ・テレビ記者会、その他の記者クラブに所属する者
- (2) 放送法（昭和25年法律第132号）及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）に規定する放送事業者
- (3) 市政に関する報道を恒常的に行い、過去6カ月間に、週間、旬刊、月刊等の発行実績を有している報道機関に所属する者

5 公開・非公開の決定

- (1) 委員長は、会議を招集する際に、あらかじめ会議の一部又は全部の非公開を決定するものとする。なお、投票管理者等の選任に関する事項、その他非開示情報に該当する事項を審議する場合は、非公開とする。
- (2) 会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると委員長が認める場合は、会議の冒頭に非公開と決定することができる。

6 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別途定める。
- (2) この要領の改廃は、会議の議決を経て行うものとする。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。